

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年六月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十二月三日奈良県指令建第一〇六一八六号

令和三年六月七日奈良県指令建第一〇六一八六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年六月十六日建第九八一四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年六月十六日建第五六七七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市高殿町五七八番四、五七八番五、五七八番六、五七八番八及び五七八番一〇並びに法花寺町八二番四、八二番五、八二番六及び八二番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市十市町八三四番地の五

有限会社藤本商事 代表取締役 藤本伸志

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市高殿町五七八番四及び法花寺町八二番四

下水道 橿原市高殿町五七八番四の一部